明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（五〇）　二
○刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（五一）　三
○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令（五二）　三
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（五三）　三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（五四）　四
○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（五五）　四
○介護保険法施行令等の一部を改正する政令（五六）　四
○介護保険法施行令の一部を改正する政令（五七）　四
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（五八）　四
○健康保険法施行令の一部を改正する政令（五九）　四
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（六〇）　四

〔省　令〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働二八）　二五
○国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（同二九）　二六
○公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通一）　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第五〇号）（法務省）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第五四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成三〇年六月一日とすることとした。

◇刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（政令第五一号）（法務省）

1　刑事訴訟法第三五〇条の二第二項第三号の財政経済関係犯罪として政令で定める罪を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三〇年六月一日）から施行することとした。

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五二号）（文部科学省）

1　教室の不足の算定のための特別教室の種類に、小学校の外国語教室を追加することとした。（第三条第一項関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第五三号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、一一億二、〇〇〇万円に改めることとした。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、九、一〇一億一、一四一万八、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第五四号）（厚生労働省）

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正関係

1　指定事務受託法人に関し、指定の申請又は取消しに関する事項、指定の公示に関する事項その他必要な事項を定めることとした。（第三条の二～第三条の七関係）

2　高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス、対象者の要件その他必要な事項を定めることとした。（第四三条の四及び第四三条の五関係）

二　児童福祉法施行令の一部改正関係

1　指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設の指定の変更に関する技術的読替えを定めることとした。（第二五条の一〇の二及び第二七条の一〇の二関係）

2　指定事務受託法人に関し、指定の申請又は取消しに関する事項、指定の公示に関する事項その他必要な事項を定めることとした。（第四四条の八～第四四条の一三関係）

三　経過措置関係

就労定着支援若しくは自立生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者及び居宅訪問型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者については、従業者等についての基準を定める都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を、当該都道府県の条例で定められた基準とみなすものとすることとした。（第一七条及び第一八条関係）

四　施行期日

この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第五五号）（厚生労働省）

介護保険法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　共生型居宅サービス事業者等の特例に関する事項

介護保険法（以下「法」という。）第八条第二項の政令で定める者に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律